

議案第90号

幕別町札内コミュニティプラザ条例

(設置)

第1条 町民の福祉の向上、異世代間の交流及び健康増進を図るとともに、札内地域における行政サービス拠点と防災・災害復旧拠点の複合施設として、札内コミュニティプラザ（以下「コミュニティプラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティプラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札内コミュニティプラザ	幕別町札内青葉町311番地11

(事業)

第3条 コミュニティプラザは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域福祉の活動に関すること。
- (2) 異世代間交流及び地域住民の交流に関すること。
- (3) 町民の健康づくりに関すること。
- (4) 各種行政サービスに関すること。
- (5) 地域の防災活動及び災害時における災害復旧活動に関すること。

(使用の承認)

第4条 コミュニティプラザを使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、コミュニティプラザの管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(行為の制限)

第5条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、コミュニティプラザにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする場合は、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として、写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。

(4) 展示会その他これに類する催しをすること。

(5) 文書、図書その他印刷物を貼付又は配布すること。

(使用の不承認)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、コミュニティプラザの使用の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの

(2) 建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失するおそれがあるもの

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの

(4) その他コミュニティプラザの管理運営上適当と認め難いもの

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 使用者がコミュニティプラザの備付物件を使用するときは、前項のほかこの条例に基づく規則で定める額の使用料を別に納付しなければならない。

3 町長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用が不可能になったとき。

(2) 使用の中止又は変更の申出に基づき、町長が相当の理由があると認めたとき。

(3) その他町長が特別な理由があると認めたとき。

(目的外使用等)

第8条 使用者等は、コミュニティプラザを使用の承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(特別設備の設置等)

第9条 使用者は、その使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 使用者が映画会、演劇会、音楽会その他これに類する催物のため使用する場合は、使用日の3日前までにプログラムを町長に届け出なければならない。

(使用の承認の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 第6条各号に該当するとき。

(原状の回復)

第11条 使用者は、その使用の期間が満了するまでに、使用をした設備又は備付物件を原状に回復しなければならない。

2 前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を制限されたときは、使用をした設備又は備付物件を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(幕別町福祉センター条例の廃止)

2 幕別町福祉センター条例（昭和49年条例第20の2号）は、廃止する。

(準備行為)

3 使用承認の申請その他コミュニティプラザを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

札幌コミュニティプラザ使用料

（単位 円）

区分	昼間		夜間	全日	摘要
	午前	午後			
集会室 1	2,600	2,600	3,800	7,500	
集会室 2	2,600	2,600	3,800	7,500	
大集会室	2,000	2,000	4,000	8,000	
和室 1	600	600	900	1,800	
和室 2	900	900	1,800	3,600	
会議室 1	800	800	1,000	2,100	
会議室 2	800	800	1,000	2,100	
会議室 3	800	800	1,000	2,100	
会議室 4	800	800	1,000	2,100	
コミュニティホール	400	400	500	1,000	
デッキテラス	400	400	500	1,000	
ギャラリー	400	400	500	1,000	
フリースペース	1,900	1,900	2,600	5,500	
料理実習室	1,400	1,400	2,800	5,600	

備考

- 1 午前は午前9時から午後1時まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後5時から午後10時までとする。
- 2 7月1日から8月31日までの間は冷房料として、10月1日から翌年4月30日までの間は暖房料として、それぞれ使用料の3割を加算する。ただし、デッキテラスを使用する場合は除く。
- 3 商業活動の目的で使用する場合は、使用料の5割（販売を伴う場合は10割）を加算する。
- 4 営利を伴うもので、入場料又は会費等を徴収する場合の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 入場料又は会費等が100円未満の場合、使用料の5割を加算する。
 - (2) 入場料又は会費等が100円以上500円未満の場合、使用料の10割を加算する。
 - (3) 入場料又は会費等が500円以上の場合、使用料の15割を加算する。
- 5 止むを得ない事情があり、使用時間の延長が認められた場合の使用料は、1時間につき、当該使用区分の午前の使用料を4で除して得た額を加算する。